

# 不当な契約は無効です！一早分かり！消費者契約法一

・パンフレット「不当な契約は無効です！一早分かり！消費者契約法一」（消費者庁）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/public\\_relations/pdf/public\\_relations\\_190401\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/public_relations/pdf/public_relations_190401_0001.pdf)

消費者が事業者と契約をするとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成 13 年 4 月 1 日に消費者契約法が施行されました。

同法は、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定しています。平成 28 年、30 年、令和 4 年には、取り消しうる不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の民事ルールの改正が行われました。

下記は平成 31 年 2 月現在の情報に基づいています。令和 4 年改正内容(令和 5 年 6 月 1 日施行)は含まれていません。

## 1 不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができます

- ・うそを言われた(不実告知)
- ・不利になることを言われなかった(不利益事実の不告知)
- ・必ず値上がりすると言われた等(断定的判断の提供)
- ・通常の量を著しく超える物の購入を勧誘された(過量契約)
- ・お願いしても帰ってくれない(不退去)
- ・帰りたいのに返してくれない(退去妨害)
- ・就職セミナー商法等(不安をあおる告知)
- ・デート商法等(好意の感情の不当な利用)
- ・高齢者等が不安をあおられる(判断力の低下の不当な利用)
- ・靈感商法等(靈感等による知見を用いた告知)
- ・契約前なのに強引に代金を請求される等(契約締結前に債務の内容を実施等)

## 2 消費者の利益を不当に害する契約条項は、無効となります

- ・事業者は責任を負わないとする条項
- ・消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項
- ・成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項
- ・平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項
- ・消費者の利益を一方的に害する条項

詳しくは下記パンフレット、消費者庁ウェブサイトをご参照ください。

・パンフレット

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/public\\_relations/pdf/public\\_relations\\_190401\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/public_relations/pdf/public_relations_190401_0001.pdf)

消費者庁ウェブサイト(消費者契約法の一問一答などが掲載されています)

・令和 4 年改正について(消費者契約法)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/amendment/2022/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2022/)

・平成 30 年改正について(消費者契約法)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/amendment/2018/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2018/)

・平成 28 年改正について(消費者契約法)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/amendment/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/)